

京都市告示第235号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき，水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成24年9月7日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	久世水0285号	南区久世上久世町449番地の1地先 同町453番地の1地先	
2	石田水0012号	伏見区石田森東町55番地の3地先 同町50番地の2地先	
3	羽束師水5078号	伏見区羽束師菱川町587番地の1地先 同町579番地の17地先	

(建設局土木管理部道路明示課)